

仙台市障害者自立支援協議会からの検討経過報告

1 概要

「仙台市障害福祉計画（第4期）」において検討を進めるとされていた基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等について、仙台市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）にて検討してきた経過等について報告を行う。

【今年度の自立支援協議会の構成】

名称（会の代表者）	設置目的
自立支援協議会※本会	
障害者相談支援体制あり方検討会 （大坂純座長；東北こども福祉専門学院副学院長）	基幹相談支援センターの設置の必要性も含め、望ましい障害者相談支援体制のあり方を検討する。
地域生活支援拠点等検討部会 （西尾雅明部会長；東北福祉大学総合福祉学部教授）	障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の整備やその仕組みについて検討する。

※上記以外に、地域部会及び評価・研修部会も設置している。

2 報告内容

（1）障害者相談支援体制のあり方について

① 障害者相談支援体制あり方検討会の設置経緯及び検討状況

平成29年度第1回自立支援協議会本会にて、仙台市における望ましい障害者相談支援体制のあり方及びその実現に向けた当面の工程を整理することを目標に障害者相談支援体制あり方検討会（以下「あり方検討会」という。）を設置したい旨を諮り、了承を得た。

あり方検討会は障害当事者を含めた有識者7名の委員で構成され、平成29年10月までに4回開催した。あり方検討会では、仙台市における障害者相談支援体制の理念とこれまでの取組経過について共有後、課題の整理及び今後発揮することが必要な機能について協議した。なお、11月以降も3回ほど検討会を開催し、より具体の整理を行っていくこととしている。

② 現在の相談支援体制の課題

相談支援の実施状況等の実態把握及びその評価を行った結果、以下の内容が明らかになった。

- 「積極的に支援すべき対象者像」などが十分に共有されていないため、本来支援を要する対象者に支援が行き届いていない。
- ニーズがはっきりしている場合や一定程度のセルフケア能力がある方の場合、必要なレベルで支援が行われている。しかし、ニーズの把握が難しい等、複雑な課題のある方の場合は、効果的な支援が十分に行われていない。
- 経験のある先輩支援者との協働訪問などを通して対象者に対する理解を深め、必要な支援につなげられるようにするための教育体制が不十分である。
- 官民協働で取り組むための仕組みが明確ではなく、相互に補完し合って支援する認識及び実践が少なく、表面的な連携に留まっている。

③ 障害者相談支援体制に求められる必要な機能や仕組み

「見立てや支援の経過を共有する仕組み」や、「協働訪問など現場での実践を通じた教育体制の充実」「実際の経験を積み重ねるなかで支援者目線ではなく、対象者の立場にたった支援ができるようになること」「官民協働による実践を積み重ねること」は、相談支援の一連のプロセスのなかで行われる必要があり、この機能や仕組みを持続可能で安定的に運用することが必要である。

④ 必要な機能や仕組みを踏まえた対応の方向性

上記③の機能を有する機関は、既存の体制下にはないため、持続可能で安定的な体制で行うための新たな仕組みとして、基幹相談支援センター等を設置することが望ましいという結論に至った。また、基幹相談支援センター等も含めた相談支援機関の機能や協働支援の実施に向けた体制のあり方等について引き続き、具体的な検討を進めることになった。

(2) 地域生活支援拠点等の整備について

① 地域生活支援拠点等検討部会の設置経緯及び検討状況

国から告示された障害福祉計画（第4期）の基本指針*を受け、本市の障害福祉計画（第4期）において、「地域生活支援拠点等について、今後、国からの詳細な説明をふまえ、整備の必要性についての検討を進める」ことを到達目標とし、自立支援協議会に地域生活支援拠点等検討部会を設置することとし、平成27年度より整備のあり方や必要な機能について検討を進めている。

② 本市の地域生活支援拠点等のあり方や機能

部会では、国から5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）が示されたことを踏まえ、当該5機能を中心に本市の実情に基づき、課題と整備手法について整理を行った。本市の現状分析の結果、「緊急時の受け入れ・対応」について最も課題があることが明確化したことから、地域の支援機関が連携して対応すること（面的整備）を基本的な方向性とし、平成29年3月に整備基本方針を取りまとめた。

③ 今後の対応の方向性

平成29年度は、緊急時対応の実態を把握するための調査を実施するとともに、緊急時に必要な支援を整理し、地域生活支援拠点と各支援機関が担うべき役割の検討を進めている。

これまで整理した事項を踏まえ、今後モデル事業として事業を開始することを予定している。

※地域生活支援拠点等の整備について、障害福祉計画（第4期）の基本指針では「平成29年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備すること」とされていたが、その後、障害福祉計画（第5期）の基本指針において「平成32年度末までに各市町村又は障害保健福祉圏域に少なくとも一つ整備すること」とされたところである。